

令和 4 年度に行う空家の実態調査の方法について

【概要】

富士見市空家等対策計画が令和 4 年度までの計画となっており、令和 4 年度に新たに空家等対策計画を策定する必要がある。(令和 5 年 4 月 1 日より施行)

計画を策定するにあたり、市内の空家の実態を把握するため、令和 4 年度に水道の閉栓情報を基に実態調査を行う。

【調査対象の精査方法】

①: 水道課提供情報

令和 4 年 1 月 21 日時点の市内の水道の閉栓情報を水道課より情報提供してもらい、7,947 件が閉栓された状態と判明。

②: 更地・共同住宅・店舗等を除外

空家管理システムの住宅地図と突合させて、戸建て住宅及び店舗併用住宅以外(共同住宅等)を除外する。

③: 建替えされた住宅を除外

②の結果で判明した住宅の中で、水道閉栓日が建築年より前のものは建替えされた住宅と判断し除外する。(家屋情報・登記情報を確認)

④: 空家と想定される住宅

②・③の精査を行うことにより、水道が閉栓されていて空家と想定できる件数が判明する。

⑤: 水道使用中の確認済み空家

②・③の調査時に該当しない、市が確認している空家を追加する。(空家登録はあるが、水道が閉栓されていないもの)

⑥: 実態調査予定先

①～⑤の作業を行った結果を基に、調査対象となる空家の実態調査(現地調査)を委託にて行う。

① 水道課提供情報	7,947件
	↓
② 更地・共同住宅・店舗等を除外	約5,900件
	↓
③ 建替えされた住宅	約100件
	↓
①-②-③=④ 空家と想定される住宅	約2,000件
	↓
⑤ 水道使用中の確認済み空家	約300件
	↓
④+⑤=⑥ 実態調査予定先	約2,300件